

令和5年第6回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和5年6月21日 午前10時00分

閉会 令和5年6月21日 午後11時10分

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
野村 君枝			

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第23号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙1件
議案第24号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙2件
議案第25号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙7件
議案第26号	令和4年度農地利用の最適化の推進の状況について	別紙1件
報告第17号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙2件
報告第18号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件	別紙2件
報告第19号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙2件
報告第20号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙12件
報告第21号	生産緑地法第17条の2の規定に基づく斡旋の件	別紙1件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和5年第6回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は1番委員と2番委員にお願いします。
それでは、議案に入ります。議案第23号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第23号について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

譲受理由は果樹を栽培する畑を増やしたく、営農規模を拡大するため、譲渡理由は相続人不在のためです。

申請地は沓掛町車田62番、63番、沓掛町女松原30番、切山台60番の4筆で登記地目はすべて畑、現況地目は畑、雑種地です。面積は合計1,231㎡です。

申請地の現況については、5月31日に現地確認を行ったところ、沓掛町車田62番、63番はみかんの樹が栽培された状態、沓掛町女松原30番、切山台60番は雑草が繁茂している状態でした。

譲受人の他の所有農地につきましては全部で21筆あります。

沓掛町石根の2筆、沓掛町山田の3筆、沓掛町栈敷の4筆はみかんの樹が、沓掛町女松原の1筆は竹林として管理された状態、沓掛町荒神ヶ根の1筆は梅の樹が、沓掛町山新田の2筆、沓掛町葎廻間の4筆、沓掛町西本郷の1筆キャベツ等の野菜が、沓掛町勅使の1筆、沓掛町池ノ内の1筆は耕起してある状態、沓掛町八幡前の1筆は柿の樹が栽培された状態でした。

以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 4月13日に一度、申請地の現地確認を行いました但其の後取下げがあり、今月再度申請されたため、6月19日に5番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員 7番委員、5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第23号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第23号は可決といたします。引き続きまして、議案第24号ですが、上程の前に利害関係者である委員の退室を求めます。

(委員退室)

職務代理者 議案第24号1番案件ですが、関連がございますので2番案件と一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第24号について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。1番案件、2番案件については関連がありますので、一括で説明します。

転用目的は、1番案件は産直施設、産直レストラン、駐車場及びイベントスペースで、2番案件は、農産物集出荷施設です。

譲受人は、管内の農業者に対し営農指導、支援を通じて農業者の所得向上に取り組んでいます。特に豊明市、東郷町の南部地域については農業従事者、耕作面積ともに多く、この地域を、「農業を持続的に発展させる地域」と位置付けています。既存の産直施設は豊明市内2店舗及び東郷町内1店舗の合計3店舗がありますが、これを統合し、両地域の間地点に新たな南部地域産

直施設(2棟)、産直レストラン、駐車場(89台分)、朝市・イベントスペースの建設を計画して、管内の農産物の販売拠点として取り組むこととしました。

またこの地域には現在、野菜等の小ロット用の集出荷施設はなく、学校給食、インショップ等へ当日及び翌日に出荷するための農産物の集荷しかできていない状況であり、農業者の出荷機会を逃しています。地域の農業者の出荷機会の増加を促すために、併せて集出荷施設も建設します。

豊明市、東郷町の間地点で売り上げが見込める場所であり、農業者の搬入路及び利用者の駐車場への出入りを考慮し、3方で接道する場所を探していたところ、今回所有者からの承諾を得たことから申請に至りました。

申請地は1番案件は沓掛町新道1番1、2番1、2番2、3番1、3番2、3番3、11番1、11番2、11番3、11番6、11番7、登記地目・現況地目はすべて田、面積は合計4965.21㎡です。

2番案件の申請地は沓掛町新道11番5、11番8、登記地目・現況地目はすべて田、面積は合計1223㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明高校から東に約800mに位置します。

申請地は、おおむね10ha以上の規模の一段の農地であり、区画の面積、形状、傾斜及び土性が特定高性能農作業機械による営農に適することから、甲種農地に該当しますが、本申請は申請地以外に事業を完結する土地がなく、他の土地に変えて目的を達成することができないこと、また、豊明市の農業振興に必要であることから、許可できます。

申請地の現況については、6月15日に現地確認を行ったところ、稲刈り後の状態でした。

なお、沓掛町新道3番1、11番2、11番3、11番6、11番7、11番8は利用権設定がされていましたが、6月5日付け合意解約がなされています。これについては、後ほど報告20号で報告いたします。

敷地外周には土留工事を行い、南側農地に土砂や雨水等が流出しないように対処します。雨水は敷地内で集水して、東側水路へ放流します。

また転用に際して、万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、申請者にて責任をもって対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請については事務局としては許可相当と判断します。

職務代理者 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 6月19日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

職務代理者 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

職務代理者 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

職務代理者 他の委員の意見を求めます。

3番委員 沓掛町新道3番1、11番2、11番3の面積が報告20号における面積と異なっているのですが。

事務局 分筆により面積が変更されましたが、利用権設定時の面積で解約がなされているためです。

職務代理者 他の委員の意見を求めます。

1番委員 現地を通りかかった際に、すでに工事に入っているように見受けられたのですが。

事務局 現状では道路幅員が6m以上なく、開発許可申請の受け付けができないため現在、道路の拡幅工事を行っています。

職務代理者 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

職務代理者 それでは採決します。議案第24号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

職務代理者 議案第24号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第24号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

職務代理者 議案第24号2番案件は可決いたします。利害関係者である委員の入室を求めます。

(委員入室)

議 長 引き続きまして、議案第25号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第25号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

1番案件から6番案件が新規契約分、7番案件が更新契約分です。

1番案件は個人の新規契約で使用貸借権設定です。

2番案件から6番案件は、法人の新規契約で貸借権設定です。

7番案件は個人の更新契約で使用貸借権設定です。

以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

7番委員 2番案件から6番案件は法人の方が自ら農業を行うのですか。

事務局 法人としても農機具を所有しております。この法人はすでに利用権設定を行っており、今回規模拡大のため申請がされました。

議 長 他の委員の意見を求めます。

4番委員 この法人は新規就農者なのですか。

事務局 令和5年4月に農業委員会より新規就農者として認定されました。また現在、愛知県の普及課職員と相談しながら、認定農業者を目指しています。

議 長 他の委員の意見を求めます。

4番委員 基幹作物は何ですか。

事務局 小麦です。

議 長 他の委員の意見を求めます。

3番委員 この法人の代表者の方はいくつぐらいの方なのですか。

事務局 正確な年齢は申し上げられませんが40代の方です。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第25号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第25号は可決いたします。引き続きまして、議案第26号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第26号について説明します。令和4年度農地利用の最適化の推進の状況について

農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、法律第37条の規程により、農地等の利用最適化の推進の状況とその他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。

提出していただいた活動記録簿等をもとに事務局にて取りまとめました。

こちらの、議案につきましてご意見がありましたらよろしく願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第26号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第26号は可決いたします。引き続きまして、報告第17号、第18号、第19号、第20号、第21号について報告願います。

事務局 報告第17号、第18号、第19号、第20号、第21号について説明

議 長 以上のとおり、報告第17号、第18号、第19号、第20号、第21号は専決事項として事務局で受理しています。

その他今後の予定について協議

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いた

します（時に午前11時10分）。